

〔研究論文〕

国家の米州人権裁判所の判決遵守義務とその実態**齊藤 功高**

〔Article〕

State's Obligations to Comply with the Judgments of the Inter-American Court of Human Rights and Its Practices**Yoshitaka SAITO****Abstract**

The Inter-American Court of Human Rights (here in after "the Court") was formally established in 1979. However, it was 1989 when the Court issued its first reparations orders against Honduras. The Court took first step to outline a framework for monitoring compliance with those orders in this case. It was that the Court decided to supervise the indemnification ordered and close the file only when the compensation has been paid. In 2001, the Court issued the order that States Parties should present a report on compliance to the Court within six months of the date that the decision was issued. And in 2010, the Court took a newest revision of its Rules of Procedure which strengthened the Court' authority. In this way, the Court has had the great power to keep States compliance with its orders. Some States have admitted human rights violations before the Court and taken partial or full responsibility for their actions.

The Court issues the various reparations orders to States. One form of the reparations is the obligation to investigate, prosecute, and punish human rights offenders. States are willing to comply with orders to pay compensatory damages. However, they are seen the tendency to hesitate that they amend domestic judgments or punish human rights offenders. Generally, States are inclined to comply with the Court orders, because the Court has the strong authority to States.

The Court asserts that it is not an appellate body with the authority to examine alleged errors of domestic law or fact that national court may have committed against human right violations occurred within its jurisdiction, but the objective of the Court is to determine whether a State Party has violated the international human rights obligations that it contracted to observe when it ratified the American Convention on Human Rights.

However, the Court seems to be the substantial Fourth Instance Formula that has the function to realize its decision as the Court ranking above the national court.

はじめに

米州人権裁判所(以下、米州裁判所)は1979年に正式に設立された。しかし、最初の事件が米州裁判所に提訴されたのは、その7年後の1986年であった。そして、1988年、米州裁判所は、最初

の争訟事件 *Velásquez Rodríguez v. Honduras* の判決を出した。しかし、本格的に米州裁判所が稼働するのは、南米の諸国を席卷した軍事独裁政権時代が終わった1990年代に入ってからである。とりわけ、1994年から毎年事件が裁判所に提出されるようになり、2003年から提訴数が10件を超えるようになった(2008年を除く)。これは、裁判所規程の改正によるところが大きい。

さて、米州裁判所は、提訴された事件に判決を下し、そして、その判決を遵守するように当事国に命令する。2012年に提出された争訟事件は12件であるが、遵守を監視する段階にある事件は138件¹に上る。このように、争訟事件数に比べて非常に多い数の遵守命令が出されている。

なぜ、遵守命令が多いのか、その要因は何か。米州裁判所はどのような根拠で遵守命令を出せるのか。米州裁判所の遵守命令は当事国内で履行されているのか。遵守されているとしたらどの程度遵守されているのか。遵守されていないとすれば、その原因は何か。以下考察していく。

1. 米州裁判所の遵守命令を国家が実行する根拠

米州裁判所は、米州人権条約(以下、米州条約)と裁判所規程、裁判所手続を根拠として、遵守命令を出す。その遵守命令を締約国は国内で実施することになるのであるが、その場合、締約国側にそれを受け入れる条件が整っていないと遵守は不可能になる。

(1) 米州裁判所が遵守命令を出せる根拠

国家は一般的に条約を遵守する義務を負っている。「合意は守られなければならない(*pacta sunt servanda*)」との原則はすべての国家に通底している。条約法条約26条でも、「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」と規定している²。また、条約法条約の締約国は、条約不履行の理由として自国の国内法を援用してはならないとされている³。

米州条約は中南米諸国の大半が批准しており⁴、米州裁判所の強制管轄権についても、中南米の主要国は受諾している⁵。

上記のことから、米州裁判所の強制管轄権受諾国は、米州条約上の義務を遵守し、米州裁判所の判決を迅速に、完全に遵守する義務を負っている⁶。このことは米州裁判所の判例でも確立されている。

米州裁判所は具体的にその根拠として、米州条約33条⁷、62条1項⁸、3項⁹、65条¹⁰、67条¹¹、68条1項¹²、米州裁判所規程24条¹³、30条¹⁴、裁判所手続規則31条2項¹⁵、69条¹⁶を挙げる¹⁷。そし

1 その国別内訳は以下の通り。ペルー25、コロンビア13、エクアドル9、チリ3、ベネズエラ15、コスタリカ1、パナマ3、グアテマラ17、アルゼンチン11、ウルグアイ2、メキシコ6、バルバドス2、トリニダード・トバゴ2、パラグアイ6、スリナム2、エルサルバドル4、ドミニカ共和国3、ハイチ2、ブラジル3、ボリビア3、ホンジュラス5、ニカラグア1(2012Annual Report,at17)

2 2014年までの締約国数は114か国、署名国は45か国である。中南米で批准していない主な国は、ベネズエラ、ニカラグアで、署名のみの国は、ボリビア、トリニダード・トバゴ、エルサルバドルである。

3 27条「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。」

4 南北アメリカで、Antigua and Barbuda, Bahamas, Belize, Canada, Guyana, St.Kitts and Nevis, Saint Lucia, St.Vincent and the Grenadines, United States以外の国は批准している。

5 米州裁判所の管轄権を受諾していない国は、注3以外の国では、Dominica, Grenada, Jamaicaだけである。

6 *Atala Riffo and Daughters v. Chile*(Monitoring Compliance), IACHR, 26 Nov. 2013, “considering” para.2

7 33条 次の機関は、この条約に当事国によってなされた約束の履行に関する事項に関して権限を有する。

a. 米州人権委員会、b. 米州人権裁判所

て、米州裁判所の判決を国家に遵守させる権限は、強制管轄権に固有のものであるとしている¹⁸。

米州裁判所は、「条約当事国は、国内法で条約の規定やその効果の遵守を保障しなければならない。この原則は、人権条約の実体規定に関するものだけでなく、手続規則、たとえば、裁判所の決定の遵守に関する規定にも適用される。これらの義務は、人権条約の特別な性質を念頭に入れて、保護される保障が実際に、現実的で、効果的なものであるような方法で、解釈され、実行されるべきである¹⁹」と、繰り返し主張している。

したがって、米州裁判所が下した本案、賠償、費用に関する判決あるいは決定を当事国は速やか

-
- 8 6条1項 締約国は、この条約の批准書もしくは加入書の寄託の時に、またはそれ以後いつでも、この条約の解釈または適用に関するすべての事項についての裁判所の管轄権を、当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。
- 9 6条3項 裁判所の管轄権は、この条約の条項の解釈及び適用に関し裁判所に付託されたすべての事件に及ぶものとする。ただし、事件の当事国が、1および2に従い特別の宣言により、または特別合意によって、裁判所の管轄権を受諾するかまたはすでに受諾していることを条件とする。
- 10 65条 米州機構の総会の各通常会期に、裁判所は、総会の審議のために、前年度の作業に関する報告書を提出しなければならない。裁判所は適切な勧告を付して、国家が裁判所の判決に従わなかった事件を特に詳細に述べなければならない。
- 11 67条 裁判所の判決は終結とし、上訴を許さない。判決の意味または範囲について争いがある場合には、裁判所は、いずれかの当該国の要請によってこれを解釈する。ただし、この要請は、判決の通知の日から90日以内になされなければならない。
- 12 68条1項 この条約の締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の判決に従うことを約束する。
- 13 24条 1.公聴会は裁判所が例外的な状況で他の方法が決定できない場合は、公開としなければならない。2.裁判所は、非公開で審議をしなければならない。その審議は、裁判所が他の方法を決定しない場合は、秘密にしなければならない。3.裁判所の決定、判決および意見は、公式な会期に提出しなければならず、当事者は、そこで文書による通告を受けなければならない。加えて、決定、判決および意見は、裁判官の個別的投票と意見および、裁判所が適当と考える他のデータあるいはその背景となる情報を添えて、公表されなければならない。
- 14 30条 裁判所は、OAS総会の各定期的会期に前年の作業に関する報告書を提出しなければならない。裁判所は、国家が裁判所の規則を遵守しなかった事案を指摘しなければならない。また、裁判所は、裁判所の仕事に関する限り、人権の米州機構を改善する方法に関する提案あるいは勧告をOAS総会に提出することができる。
- 15 31条2項 その他のすべての命令は、裁判官の出席する裁判所によって、および、裁判官のいない場合、その他の方法がない場合には、裁判長によって提出されなければならない。単なる手続的ではない裁判長の決定は、裁判所から求められ、および裁判所へ求められる。
- 16 69条 1.裁判所の判決およびその他の決定の遵守を監視する手続きは、国家による報告書の提出と犠牲者あるいはその法的代表者による国家の報告書に対する意見を通して、実行されなければならない。委員会は、国家の報告書と犠牲者あるいはその代表者の意見に意見を提示しなければならない。2.裁判所は、そこにある遵守を評価するために、その他の情報源から、事件に関する関連するデータを要求することができる。この目的のために、裁判所はまた、適当と考える専門家の意見あるいは報告書を要求することができる。3.裁判所は、適当だと考えるとき、その決定の遵守を監視するために、公聴会に国家と犠牲者の代表を招集することができる。裁判所は、その公聴会で委員会の意見を聴取しなければならない。4.裁判所は、すべての関連する情報を得ると、決定の遵守の状態を決定し、関連する命令を發出しなければならない。5.これらの規則は、また、委員会によって提出されていない事件にも適用する。
- 17 Atala Riffo and Daughters v. Chile(Monitoring Compliance),at11
- 18 IACHR 2012 Annual Report, at13
- 19 Cesti Hurtado v. Peru(Monitoring Compliance), IACHR, 26 November 2013, “considering” para.5; Ivcher Bronstein v. Peru(Competence), IACHR, 24 September 1999, Ser.C,No.54,para.37; Five Pensioners v. Peru(Monitoring Compliance), IACHR, 24 November 2009, “considering” para.7

に、完全に遵守しなければならない、裁判所の判決の遵守義務は、当該国家のすべての権限とすべての機関を拘束する²⁰。国家は、侵害された権利を救済するために、米州裁判所の命令を履行するすべての必要な手段を使わなければならない²¹。

(2) 米州裁判所の判決を遵守するための国内法の整備

国家が米州裁判所の判決を履行するためには、当該国家の国内でその判決を実行できる法整備が必要となる。それは、各国家の憲法によって決定される。すなわち、米州条約が国内法においてどのような地位にあるのか、どのような条件で実行されるのかが問題となる。

現在の米州諸国の憲法は軍事政権時代に制定されたものではなく、またその時代に制定されたとしても、軍事政権後に改正されている(表1)。米州諸国は、現代では近代的、民主的な憲法を有していると言ってよい。したがって、軍事政権下で人権侵害が起きたという苦い経験を経て、各国の憲法には人権擁護の規定が導入されている。

では、それらの国の憲法規定と人権条約の関係はどのようになっているのか。

中南米諸国では、国際人権条約は、①憲法より上位の地位、②憲法と同等の地位、③法律より上位の地位、④法律と同等の地位にそれぞれ位置づけられている。

①まず、国際人権条約を憲法より上位の地位に置いている国には、コロンビア、グアテマラ、ホンジュラス、ベネズエラが挙げられる²²。それらの国の最高裁判所や憲法裁判所は、米州条約を直接適用する²³。

たとえば、コロンビア憲法は、憲法上の権利や義務はコロンビアによって批准された国際人権条約に従って解釈されなければならないと規定する²⁴。それゆえ、コロンビア憲法裁判所はコロンビアが当事国である条約を解釈する権限を持っている国際裁判所の判例法は「基本的権利に関する憲法上の規則の意味を確立するために関連する解釈基準を構成する」と判示してきた²⁵。

②次に国際人権条約が憲法と同等の地位を有している国には、アルゼンチン、パナマ、ペルー、ボリビアがある。これらの国の最高裁判所や憲法裁判所は、国際人権条約を国内法の合憲性を判断するために適用してきた²⁶。

アルゼンチン憲法は、憲法と同等の地位をもつ国際人権条約を列挙している²⁷。米州条約は、アルゼンチン憲法のリスト(75.22条)に入っている条約の一つである。アルゼンチン最高裁判所は、国内法が米州条約の規定と競合する場合、条約規定を優先し、当該法律が違憲であり、それゆえ、無効であると宣言する²⁸。同最高裁判所は、条約が憲法の地位を持つ場合には、国内法が当該条約規定と抵触しないように監督する。

20 Baena Ricardo et al. v. Panama(Competence),IACHR,28 November 2003,Ser C, No. 104,para60

21 IACHR 2010 Annual Report, at9

22 Allan R. Brewer-Carías, *Constitutional Protection of Human Rights in Latin America: A Comparative Study of Amparo Proceedings*, at 32(Cambridge, 2009)

23 *Id.*

24 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations and Costs), IACHR,26 November 2010,Ser C, No. 220,para.232

25 *Id.* ,Brewer-Carías,at33

26 Brewer-Carías,at38

27 *Id.*

28 *Id.*, at38-39 この裁判所の権威は、「条約の支配control of conventionality or conventionality control」と呼ばれる。

アルゼンチン最高裁判所は、米州裁判所の決定はアルゼンチンを拘束すると判示している。それゆえ、上記の理由から、原則として、アルゼンチン最高裁判所の決定は、米州裁判所の決定より下位にある²⁹。事実、アルゼンチン最高裁判所は、米州条約の規定を直接適用し、国内法を必要があれば修正してきた³⁰。

ペルーの憲法裁判所は、米州裁判所の判決と手続における条約の規定の解釈は、たとえ、ペルーが事件の当事者でなくても憲法を含むペルーの政府を拘束していると主張する³¹。また、米州裁判所の判決は、その決定のための国内裁判所の判決理由を拘束するとペルーの裁判所は判示している³²。

ボリビア憲法裁判所は、憲法上の解釈の組織的な基準に従って、米州条約とその決定は、憲法上の規則の一部を構成すると判示した³³。その理由として、同裁判所は、米州裁判所の管轄権の目的と人権に関する判決を適用することを挙げている³⁴。

これらの国では、憲法裁判所あるいは最高裁判所は、憲法が直接これらの権利を規定していなくても、米州条約に規定された権利を守らせることができる³⁵。

若干の中南米諸国の憲法裁判所と最高裁判所は、米州条約の憲法上の地位と米州条約に規定された権利を一致させるような米州裁判所の解釈とその決定に拘束的性質を認めてきた³⁶。

③国際人権条約が憲法より下位で法律より上位の地位を有している国には、コスタリカ、エル・サルバドル、パラグアイがある。

コスタリカの最高裁判所憲法院(Constitutional Chamber of the Supreme Court)は、米州裁判所は米州条約を解釈する権限を有する機関であり、条約を解釈し、この基準に照らして国内法を評価する権限は、それが争訟事件や単なる勧告的意見であっても、解釈された規則として同等の価値をもつと判示してきた³⁷。

④最後に、メキシコ、ウルグアイ、ドミニカ共和国のように憲法で国際人権条約が法律と同等の地位を持つと規定する国がある³⁸。中南米ではこの憲法体制を持つ国が今日では最も多い³⁹。これらの国の国内法が国際人権条約義務と抵触する場合、国家は、国際義務を犯したことになり、米州裁判所は米州条約規定を遵守するように法律を修正するか、あるいは、廃止するよう命令できるし、また、米州裁判所は、米州条約によって保護される権利を侵す国内法は法的効力を持たないと命令できる⁴⁰。

2011年、メキシコは、メキシコが批准した国際条約で保護された人権規定を法律と同等の地位に置くため憲法を修正した⁴¹。

29 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations and Costs),para.231

30 Cantos v. Argentina(Merits, Reparation and Costs),IACHR, 28 November 2002,Ser.C, No.97, para.62

31 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations and Costs),para.229

32 Tribunal Constitucional de Peru, Pleno Jurisdiccional, 19 June 2007

33 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations and Costs),para.227

34 *Id.*

35 Brewer- Carías , at 33

36 *Id.*,para226

37 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations and Costs),para.226

38 Brewer- Carías,at50-53

39 *Id.*,at50

40 Jo M. Pasqualucci,The Practice and Procedure of the Inter-American Court of Human Rights,at 301(Cambridge,2013)

41 *Id.*,at300

ドミニカ共和国の最高裁判所は、米州条約の規範とその機関(委員会と裁判所を含む)によってなされた解釈は、ドミニカ共和国とその司法府を拘束すると判示している⁴²。

米州条約は、生来、自動執行的であるべきだという立場を米州裁判所はとっている。それゆえ、米州条約は条約当事国の国内法に自動的に導入される⁴³。多くの国内裁判所や立法府は、米州裁判所の判決や勧告的意見を遵守している。

一方で、米州裁判所の管轄権を受諾している国のすべてが条約支配の原則に同意しているわけではない。ベネズエラ憲法は人権条約に憲法以上の地位を与えてはいるが、2003年、ベネズエラ最高裁判所憲法院は、国際条約を国内法に直接適用することを否定し⁴⁴、米州条約に含まれている人権規範を国内法に適用するかどうかを決定する権限は、憲法院のみが有していると宣言した⁴⁵。憲法院の裁判官の多くはチャペス大統領によって選ばれているが、同院は、米州裁判所はベネズエラの公権力の機関(国会や国家選挙理事会(the National Electoral Council))に直接命令して、まるで植民地に権限を振るうように、国家の機能を侵害して、主権、独立国家、政治的判断、憲法体制とは絶対的に相容れないイデオロギーを押し付けようとしていると述べる⁴⁶。

上記のように、米州裁判所の命令の遵守を拒む一部の国があるものの、米州裁判所の判決を国内法で積極的に導入しようとしていることが分かる。この事実によって、米州裁判所の判決が国家に遵守させる基盤が整っているのである。

2. 米州裁判所の遵守義務の進化

米州裁判所が初めて賠償命令を出したのは、1989年ホンジュラスに対してであった。ここで、米州裁判所はこの命令の遵守を監視する枠組みを作る第一歩を記した。強制失踪事件である *Velásquez Rodríguez v. Honduras* と *Godínez Cruz v. Honduras* で、米州裁判所は、犠牲者の家族に支払われるべき正当な賠償を命令し、支払われるべき賠償額を詳細に検討し、賠償形式を定めた⁴⁷。この判決で重要なことは、命令された賠償を監視し、その賠償が支払われたときのみ、この事件を閉じるとしたことだった⁴⁸。実際、2つの事件が閉じられたのは、ホンジュラスが犠牲者家族に支払いを完了した1996年であった⁴⁹。

次に、米州裁判所は、1993年の *Aloboetoe et al. v. Suriname* 事件と1994年の *Gangaram-Panday v. Suriname* 事件において、遵守機能を金銭賠償の支払と結びつけた⁵⁰。

しかし、1996年の *El Amparo v. Venezuela* 事件で、米州裁判所は、「ベネズエラは、この事件で言及された出来事の調査を継続し、責任者を処罰する義務がある」として、それらの遵守を賠償命令

42 *Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico*(Preliminary Objection, Merits, Reparations, and Costs), para. 228

43 *Id.*, para. 225

44 *Brewer- Carias* , at 35

45 *Id.*, at 36

46 Available at <http://corteidhblog.blogspot.com/>

47 *Velásquez Rodríguez v. Honduras*(Preliminary Objections), IACHR, Ser. C, No. 1, 26 June 1987, paras. 1-6

48 *Id.*, para. 60; *Godínez Cruz v. Honduras*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 8, 21 July 1989, para. 54

49 James L. Cavallaro & Stephanie Erin Brewer, *Reevaluating Regional Human Rights Litigation in the Twenty-First Century: The Case of the Inter-American Court*, 102 *Am. J. Int'l L.* 768, at 791(2008)

50 *Aloboetoe et al. v. Suriname*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 15, 10 September 1993, para. 96; *Gangaram Panday v. Suriname*(Merits, Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 16, 21 January 1994, paras. 69-71

に含めた。そして、「この判決の遵守を監視し、当該判決が実行されたときにのみ、この事件が閉じられる」と判示した⁵¹。この判決は、人権侵害の調査を完了し、責任者を訴追するまで、事件は閉じられず継続すると判示した米州裁判所の最初の判決であった⁵²。

1990年代後半、裁判所の構成が変わり、新しい裁判官が遵守を監視する広範な必要性を打ち出した。特に、この時期、ペルーのフジモリ大統領が、米州裁判所の決定に異議を唱えて、多くの賠償命令の履行を拒絶し始めていた。

1999年、フジモリ大統領は、米州裁判所はテロリストの脅威を抑えようとする国家の権利に干渉すると述べて、米州裁判所の争訟管轄権を撤回しようとしたとき、同裁判所は、かつての遵守命令を発出するという前例のない行動に出た⁵³。

2001年、米州裁判所は、*Barrios-Altos v. Peru* 事件と *Durand and Uguarte v. Peru* 事件で、ペルーは、賠償決定が出された日から6カ月以内に、米州裁判所に遵守報告書を提出することという追加的措置を取った⁵⁴。さらに、米州裁判所は、*Cantoral Benavides v. Peru* 事件で、賠償決定が出された後、6か月ごとに遵守報告書の提出を求めるというもう一歩進んだ措置を決めた⁵⁵。

フジモリ大統領時代の不遵守に対応して発展してきたこの新しい遵守手続は、標準的な慣行になった。さらに2002年までに、米州裁判所は、賠償決定に遵守予定表を付けるようになった。その予定表には、国家が、金銭賠償を支払い、公式な謝罪をし、今後人権侵害を繰り返さないことを保証するために、立法上及び行政上の完全な改革をする時期を記載することになっている⁵⁶。

米州裁判所は、米州条約65条を根拠に遵守を監視するという2005年決議で遵守手続を発展させた⁵⁷。決議では、米州裁判所は、報告書の必要があるときはいつでも、遵守に関する報告書を要求する権限を持つことができるとされた。米州裁判所は、この2005年決議以来、遵守の慣行を徐々に発展させている。

2008年、米州裁判所は、証拠を提出し、口頭で議論する機会を当事者に与えるために、初めて公聴会を招集した。OAS総会は、米州裁判所によって始められた、判決の遵守を監視するための公聴会を開催し、その結果を公表するという重要で建設的な慣行を認めて、2009年決議を出した⁵⁸。一人から3人の裁判官が出席する非公式な公聴会の慣行が制度化すると、今度は、裁判所は、たとえば、医学的精神的治療の履行を命令する8つのコロンビア事件の当事者を一堂に集めて公聴会を開催したように、複数の同様の賠償命令を有する事件の公聴会を開催するようになった⁵⁹。

そして、2010年、米州裁判所の新しい手続規則ができ、それは、今までの遵守に関連するすべ

51 *El Amparo v. Venezuela*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 28, 14 September 1996, para. 64

52 David C. Baluarte, *Strategizing for Compliance: The Evolution of a Compliance Phase of Inter-American Court Litigation and The Strategic Imperative for Victims' Representatives*, 27 *Am. U. Int'l L. Rev.* 263, at 275

53 *Id.*, at 276

54 *Barrios Altos v. Peru*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 87, 30 November 2001, para. 50; *Durand & Ugarte v. Peru*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 89, 3 December 2001, para. 45

55 *Cantoral Benavides v. Peru*(Merits), IACHR, Ser. C, No. 88, 3 December 2001, para. 99

56 *Bámaca-Velásquez v. Guatemala*(Reparations and Costs), IACHR, Ser. C, No. 91, 22 February 2002, paras. 96-105

57 *Monitoring Compliance with Judgment, Order of the Court*, IACHR, 29 June, 2005, available at www.corteidh.or.cr/docs/supervisiones/general_29_06_05.pdf.

58 IACHR, *Observations and Recommendations on the Annual Report of the Inter-American Court of Human Rights*, 4 June 2009, AG/RES. 2500 (XXXIX-O/09)

59 IACHR, *Resolution April 29, 2010*, available at www.corteidh.or.cr/docs/asuntos/8casos_29_04_10.pdf

ての基礎となる決定的な内容となった⁶⁰。

現在の米州裁判所の賠償命令は、現状回復、金銭賠償、満足などの民事的内容を持つもの他、いわゆる、刑事的な内容を持つ、加害者を調査し、訴追し、処罰する義務までも入っている。これらを一体的に賠償(reparations)に含めている点が特徴的である。

3. 米州裁判所の賠償命令の類型と遵守状況

米州裁判所は国家が判決を遵守しているかどうか監視する。判決の監視の権限は、裁判管轄権限の行使に固有のものであり、この法的根拠は、前述したように、裁判所規程の30条とともに、米州条約の33条、62条1項、3項、65条にある。この目的は、各特定の事案において、裁判所によって命令された賠償が履行され、実行されることを保証することにある⁶¹。

米州裁判所が遵守命令を監視するためには、まず、裁判所の判決に従って取られた措置に関して当該国家からの情報を定期的に要請し⁶²、次に、委員会、犠牲者あるいは代表者の意見を聴取しなければならない⁶³。

米州裁判所がこの情報を受け取ると、当該国家が命令された措置に従っているかどうか、その結果に対する行動指針を決めているかどうか、必要なら、監視のための公聴会を開催するかどうかを判断することになる⁶⁴。米州裁判所の判決とその他の決定の遵守を監視する手続きは、裁判所手続規則69条に規定されている。

現在では、判決の遵守を監視することは、米州裁判所の最も要求される活動の1つになっている。毎年、遵守事案の数が増加し、米州裁判所が各事案で命令された賠償の詳細を定期的に監視している⁶⁵。

(1) 米州裁判所の遵守命令の類型

米州裁判所は、賠償命令を出す時賠償の広範囲な類型に従って遵守命令を詳細に監視する。米州裁判所が出す遵守命令には、実質的あるいは精神的賠償命令だけでなく、その他の賠償の類型に関する措置を命令する。米州裁判所が出す広義の賠償(reparations)命令には、①補償的損害賠償措置(Measures of Compensatory Damages)、②原状回復の措置(measures of restitution)、③リハビリテーションの措置(Measures of rehabilitation)、④満足の措置(Measures of satisfaction)、⑤繰り返さないことの保証(Guarantees of non-repetition)、⑥調査、訴追、処罰の義務(Obligation to investigate, prosecute and punish)がある。これらのいずれか、あるいは、すべてについて、米州裁判所は遵守命令を下す。

①補償的損害賠償措置

これには、実質的損害と精神的損害に対する賠償がある。

②原状回復措置

この措置は、可能な限り、侵害が起こる前の状態に戻すことである。米州裁判所が決定する原状

60 手続規則69条

61 IACHR 2012 Annual Report, at13

62 *Id.*

63 *Id.*

64 *Id.*

65 *Id.*,at17

回復措置には、(a)不法に拘禁された人の自由の回復、(b)不法にとられた財産の返還、(c)犠牲者が場所を追われた住居に戻ること、(d)職場への復帰、(e)司法、行政、刑事あるいは警察の記録とそれに関連する記録の抹消、(f)先住民の財産を守るための先住民共同体の伝統的領域の返還、その境界設定、権原の付与がある⁶⁶。

③リハビリテーションの措置

これは犠牲者の身体的精神的健康のために必要とされる医学的精神的ケアの対策を目的とした措置である。その措置は医学的措置であるが、適切な場合には品物やサービスの供給を含み、その費用は無料で直接的なものでなければならない⁶⁷。

④満足の措置

この措置は、非金銭的損害、たとえば、侵害によって被った苦難や苦痛、個人にとって極めて重要な価値に対する損害、犠牲者の生活状態における非金銭的性質の変化を補償するものである。それには、犠牲者の名声を回復し、かれらの尊厳を認め、遺族を慰める目的で、たとえば、責任を認め、犠牲者へ公式な謝罪をし、犠牲者を追悼する行為などを含む⁶⁸。

米州裁判所は、例として、次の措置を挙げている。(a)国際責任を認め、犠牲者の名声を回復する公的な行為、(b)裁判所の判決の刊行、あるいはその普及、(c)犠牲者あるいはその事実を追悼する措置、(d)奨学金あるいは、記念品の授与、(e)社会的プログラムの実施⁶⁹。

⑤繰り返さないことの保証

これは人権侵害を繰り返さないことを保証することを意図した措置である。この措置によって人権侵害の被害者個人だけが利益を受けるだけではなく、社会の構造的な問題を解決することになり、社会の他の集団あるいは構成員にも利益がある。繰り返さないことの保証は、その性質と目的によって、米州裁判所は、次の3つのグループに分けている。すなわち、(a)条約の要素に合うように国内法を採用する措置、(b)公務員に対する人権保障の訓練、(c)侵害を繰り返さないことを保証する他の措置の採用⁷⁰。

⑥調査、訴追、処罰の義務

これは、人権侵害の加害者に罪に見合った相当の処罰を適用するとともに、これらの行為の黒幕や実行犯を決定するために、国家が人権を侵害した行為の効果的な調査を保証する義務である。この義務は、国内の手続きを妨害してきた人びとに対する行政上の調査を伴い、犠牲者が不明な場合はその所在を決定し、これらの行為が繰り返されることを避けるために、事実上も法律上も、事実の適正な調査を妨害するすべての障害を取り除かなければならず、上記の調査を促進するためにすべての利用できる手段を使わなければならない⁷¹。

(2) 米州裁判所の判決の遵守状況

米州委員会から提出される争訟事件は、2003年から増加している(ただし、2012年度は12件と少なくなっている。)(図1)。この争訟事件の推移と比べて、判決の遵守を監視する段階にある争訟事件は年々増加している(図2)。しかし、これは各判決が遵守されていないということの意味してい

66 *Id.*

67 *Id.*

68 *Id.*

69 *Id.*

70 *Id.*

71 *Id.*

ない。判決が完全に遵守されるまで米州裁判所は当該事件を閉じず、監視を続けるため、過去の不遵守判決に対し繰り返し遵守命令を出すからである。逆に多くの事件で、賠償の多くは履行されたか、あるいは履行されつつある。

たとえば、2012年度の提出争訟事件12件に対して、遵守を監視する争訟事件は138件であったが、それは過去の賠償の各類型での不遵守事件に対し、米州裁判所が判決を閉じず、繰り返し判決を出しているからである⁷²。

全体として、遵守命令は2008年まで908件で、その内、遵守された事例(部分的遵守も含む)は251件、不遵守は657事例、遵守率は28%であった(図3)。

国家の遵守の類型は種々ある。国家が最も遵守しているのが精神的損害に対する支払であり、遵守率は47%である。次いで、実質的な損害で42%の遵守率である。訴訟費用とそれ以外の経費の遵守率は38%であり、謝罪の遵守率は31%である。このことから、国家は、謝罪の遵守より、金銭的支払いの方を好む傾向がある⁷³(図3)。

遵守率が最も少ないのは、国内法あるいは国内判決を修正したり、廃止したり、採択したりすることであり、遵守率はわずか5%である。その理由は、国内法を改正することは難しく、費用がかかるからだと言われている⁷⁴。国家は43事例のうちわずか2事例だけしか履行していない(図3)。

それ以外の遵守については、13%から19%で推移している。これには、人権侵害された者に対する首謀者の処罰や権利の回復が含まれる(図3)⁷⁵。

判決の類型別による遵守状況では、国家は金銭賠償を支払うことによって解決することを好む傾向があることが、遵守率が38%から47%であることから分かる。

次に遵守されているのは、首謀者を罰したり、権利の侵害を終わらせるように政府の行動を変えたりすることである。この種の類型の遵守率は、13%から19%である(図3)。

最も遵守が難しいのは、このような人権侵害が二度と起こらないように保証するために規則や制度を変えることである⁷⁶。この類型の遵守率がわずか5%であることから、政府が自らの行動を変える必要を迫られれば迫られるほど、遵守率は低くなるのが分かる(図3)。

米州裁判所は1989年に初めて判決を出した。それから2006年までの間、最も高い判決の遵守率は、1994年の50%である(図4)。1999年、2000年、2003年の遵守率は、39%から48%の範囲であり、1995年から1998年までの4%から11%までよりかなり高くなっている(図4)。しかし、2001年と2002年は28%と6%となっている(図4)。このように急に上下するのは普通のことである。その理由は、国家が1つの命令を遵守するのに数年かかるからである⁷⁷。

米州裁判所の命令遵守は2003年に劇的に改善された。2003年以前は、国家は、米州裁判所に

72 2012Annual Report,at13

73 Darren Hawkins, Wade Jacoby, Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights, 18 August 2008, (Paper prepared for delivery at the 2008 Annual Meeting of the American Political Science Association, Boston, MA, August 28-31, 2008. Copyright by the American Political Science Association), at26 <http://www.stevendroper.com/ECHR%20Hawkins%20and%20Jacoby%20APSA%202008.pdf#search='Darren+Hawkins%2C+Wade+Jacoby+Partial+Compliance%3A+A+Comparison+of+the+European+and+InterAmerican+American+Courts+for+Human+Rights'>

74 *Id.*at27

75 *Id.*at26

76 *Id.*

77 *Id.*

よって遵守を要求された98件の事案のうち3件しか遵守しておらず、遵守率は3%である(図5)。しかし、2003年以後、最低の遵守率でも20%で、通常は30%から40%である(図5)。遵守率はこの時期には安定しているように思える。

この変化は、2003年に判決の遵守を監視できるように米州裁判所規程が変わったことが大きく関係している。米州裁判所の努力が国家の遵守を増加させてきたと言える⁷⁸。

米州裁判所は、同一の事件で繰り返し遵守報告書を出すことができる⁷⁹。米州裁判所が判決の後に第1回目の遵守報告書を出した場合に最初の遵守報告書となる。次に出す場合には、2番目の遵守報告書となる。各段階で、遵守の事件はデータから移動され、次の報告書が国家の遵守していない命令として吟味される。

遵守報告書の提出は年を追うごとに繰り返しが少なくなっている。最も高い遵守率を指しているのは最初の報告書における遵守内容で、32%である(図6)。遵守率が最初に高いのは、国家が遵守しやすい内容を先に実行するからであり、繰り返されるに依り、国家が遵守しづらい内容が増えていることを示している。第2回目の遵守報告書では、国家は、以前の報告書で遵守されなかった命令の内の26%を遵守している(図6)。第3第4第5の遵守報告書になると、国家は、裁判所の命令の17%から19%しか遵守していない(図6)。

各国家が米州裁判所の判決をどの程度遵守しているのか。遵守率が一番高い国はチリで、67%である(図7)。一番低い国は、コスタリカで0%である(図7)。しかし、統計が取れていない国もあり、この図からは遵守命令率を一般化するの難しい。その他の国で遵守率が低い国は、トリニダードトバゴ(0%)、パラグアイ(6%)、パナマ(7%)、コロンビア(18%)、ペルー(19%)である(図7)。平均的な遵守率の国は、アルゼンチン(30%)、ドミニカ共和国(33%)、エクアドル(27%)、エルサルバドル(31%)、グアテマラ(41%)、ホンジュラス(35%)、ニカラグア(38%)、スリナム(42%)である(図7)。高い遵守率の国は、ボリビア(57%)、ブラジル(57%)、ベネズエラ(56%)である(図7)。

しかし、ここでも、国内の政治体制の安定度が違うので遵守率の違いを識別するのは難しい。ただ、国内の政治的司法的不安定度の高いレベルに相応して遵守率が低くなっていることは言える⁸⁰。

次に、国家の行為主体が米州裁判所の判決をどの程度遵守しているかを検討する(表2)。

米州裁判所の命令を実行するよう名宛された機関を、①行政府のみ、②行政府と司法府、③行政府と監察省、④行政府と立法府、⑤行政府・検察省・司法府のグループに分ける。遵守率の高い方から順に、①44%、②38%、④22%、③21%、⑤2%となる。行政府のみにあてられた遵守命令の遵守率が一番高いが、行政府と他の国家機関も併せて遵守するとすると、遵守率は急落する。たとえば、行政府と検察省によって取られる行動を求められた場合は、遵守率は21%と急落する。南米諸国の新憲法では、行政府と司法府から形式的には独立している検察省(public ministry)によって訴追がなされることになっているが、人権侵害の首謀者を訴追することの難しさを証明している⁸¹。

78 *Id.*,at28

79 *Id.*

80 *Id.*,at29-30

81 Alexandra Huneus, *Courts Resisting Courts: Lessons from the Inter-American Court's Struggle to Enforce Human Rights*, 44 *Cornell Int'l L.J.*(2011),at511

3つの政府機関による行動を求められた命令の遵守率は、わずかの2%であることから、行政府は比較的柔軟に米州裁判所の命令を遵守するが、人権の加害者を裁判し処罰する部署が米州裁判所の命令に従わない傾向があることが分かる。

4. 米州裁判所の広義の賠償命令の実態

(1) 補償的損害賠償の履行

国家は、犠牲者に金銭的補償を支払うことには前向きで、米州裁判所も、国家は裁判所が命令した賠償(compensation)のうち、約80%を完全に履行していると報告している⁸²。

米州裁判所が判決を出す前に、国家が人権侵害の犠牲者に補償をすでに支払っている場合がある。米州裁判所は、国家の支払いが裁判所の「客観性(objectivity)、合理性(reasonableness)、有効性(effectiveness)」の基準を満たせば、判決が出る前でも人権侵害の犠牲者に補償を認めることがある⁸³。その理由は、国内的に確立された補償手続は、それらが十分に公平なものであるなら、多くの犠牲者にとって早く補償されることになり、犠牲者の利益になるからである⁸⁴。

また、米州裁判所は、国家が人権侵害に対する賠償を決定する際、客観的、公平であるならば、米州裁判所の基準とは幾分違う基準を使ってもいいという許可を与えてきた。

国内における賠償額の決定が、「客観的合理的基準」に基づいており、算定が裁判所の判例法に照らして合理的であるとして米州裁判所は容認してきた⁸⁵。しかし、米州裁判所は、賠償額が裁判所の基準に照らして合理的であっても、たとえば、犠牲者の妻に犠牲者の逸失利益を支払ったが、子どもたちに支払われなかったという理由で、コロンビアの支払いを認めなかった事例がある⁸⁶。

Gomes Lund et al. (Guerrilha do Araguaia) v. Brazil 事件で、ブラジル政府は、死亡した失踪者の親族が政府から賠償を要求することを認める法律を制定した⁸⁷。犠牲者の親族の58人はすでに賠償を受け取っており、わずか4家族だけが裁判所の判決時に、賠償を請求していなかった⁸⁸。そこで、米州裁判所は、支払われた賠償の額に関する国家の決定を受け入れ、まだ賠償を要求していない人に利用できる国内手続を作るように国家に指示した⁸⁹。

しかし、この場合であっても、米州裁判所は、犠牲者の親族に他の費用、たとえば、犠牲者を探すのにかかる費用などの追加的賠償を命令できるとした⁹⁰。

賠償の支払いで問題になるのは、賠償の支払いが遅いこと、犠牲者がその賠償を拒否する場合があることである。

犠牲者すべてが必ずしも喜んで裁判所が命じた賠償を受け取るわけではない。Radilla Pacheco v.

82 IACHR 2010 Annual Report, at12

83 Manuel Cepeda Vargas v. Colombia(Preliminary Objections, Merits, and Reparations), IACHR, 26 May 2010, Ser. C, No. 213, para.246

84 Pasqualucci,at310

85 Manuel Cepeda Vargas v. Colombia(Preliminary Objections, Merits, and Reparations),para.246

86 *Id.*

87 Gomes Lund et al.(Guerrilha do Araguaia) v. Brazil(Preliminary, Objections, Merits, Reparations, and Cost), IACHR, 24 November 2010, Ser. C, No.219, para.301

88 *Id.*,para.302

89 *Id.*,para.303

90 *Id.*,para.304

Mexico 事件では、2組の犠牲者の親族が賠償を受け取るのを拒否した。その理由は、彼らの父親に起こったことへの調査が進展していなかったからで、彼らは、賠償を受け取ることが結果として父の死の証明になるという理由で賠償を受け取ることを拒否した。その理由は、彼が死んだという証拠はなかったからである⁹¹。

(2) 原状回復措置の履行

不法に拘禁された人の自由の回復についての事件として、Loayza Tamayo v. Peru 事件を挙げる。同事件では、犠牲者は恩赦によって解放された。しかし、恩赦による自由の回復には問題がある。恩赦は政府の意思によるものであるから、常に自由が回復されるとは限らないからである。また、恩赦では無罪の者の名前を明らかにされないもの問題である。したがって、自由の回復の履行の最善の策は、刑法手続の改正による原状回復である⁹²。

原状回復の成功した一例は、人権犠牲者に故郷に帰ることを許す国家の措置である。しかし、住民が紛争の続いている国の地域に帰ることを希望している場合には、安心して帰宅させることには成功していない。

Moiwana Community v. Suriname 事件では、村に戻ることを選ぶ村人を守る国家の唯一の保障は、その地域に警察官を配置することであった⁹³。村を襲った者が野放しにされている状態は、村人の帰宅に相当の恐怖を与えている⁹⁴。

違法に有罪とされた犠牲者は、彼らの刑事上の記録が完全に抹消されないと現状の地位に戻れない。国家は、犠牲者に下された有罪判決の記録を抹消して、米州裁判所の命令に従ってきた⁹⁵。しかし、Kimel v. Argentina 事件のように、国家が刑事判決を無効にしなかったり、あるいは、犯罪記録を抹消しなかった場合もある⁹⁶。

先住民に先祖の土地を返還させる米州裁判所の命令に対する国家の遵守は、国によってその対応が異なる。米州裁判所は、ニカラグア、パラグアイ、スリナムに、先住民や部族に先祖の土地を返還し、境界を示し、土地返還の資格を与える命令を出した。ニカラグアは、三国の中で、米州裁判所の判決を完全に遵守した唯一の国である。ニカラグアは、Mayagna(Sumo)Awes Tingni Community v. Nicaragua 事件での米州裁判所の賠償命令を受け入れ、Awes Tingni の先祖の土地の73,394ヘクタールに境界を設け、彼らに所有権を譲渡した⁹⁷。

Awes Tingni は、人権委員会に当該事件を提出したときその土地に住んでおり、彼らはその土地の継承者であることを説明していたが、パラグアイでは、米州人権委員会に事件を提出したとき、先住民は、先祖の土地に対する権利を主張していなかった。そこで、パラグアイは、Yakye Axa、Sawhoyamaya、Xakmok Kasek の先住民に対する先祖の土地の一部を返還するという米州裁判所の

91 Radilla Pacheco v. Mexico(Monitoring Compliance), IACHR, 19 May 2011, “considering” paras.51,55

92 *Id.*,at312

93 Moiwana Community v. Suriname(Monitoring Compliance), IACHR, 22 November 2010, “considering” paras.29-30

94 *Id.*

95 Loayza Tamayo v. Peru(Monitoring Compliance), IACHR, 1 July 2011, “considering” paras.20-23; Acosta Calderón v. Ecuador(Monitoring Compliance), IACHR, 7 February 2008, declaration 1; Herrera Ulloa v. Costa Rica(Monitoring Compliance), IACHR, 22 November 2010, declares 1

96 Kimel v. Argentina(Monitoring Compliance), IACHR, 15 November 2010, “considering” paras.7-13

97 Mayagna(Sumo)Awes Tingni Community v. Nicaragua(Monitoring Compliance), IACHR, 3 April 2009, “considering” para.11

命令を遵守しなかった⁹⁸。2009年、パラグアイは、先住民の先祖の土地の没収に対する投票をして、米州裁判所の2005年の決定を拒否した⁹⁹。その代り、パラグアイは、先住民のために、現在の所有者から土地を購入しようとしたり、代替の土地を見つけようとした。

スリナムは、*Moiwana Community v. Suriname* 事件で先祖の土地の境界をどこにするかを検討する土地の権利に関する国家委員会 (National Commission on Land Rights) を作ったが、重要な進展は見られなかった¹⁰⁰。

このように、不法に差し押さえられた財産の返還、あるいは先住民に与えられた先祖の土地の返還を必要とする回復措置で問題となるのは、財産や土地が善意の第三者に移転している場合である。

(3) リハビリテーションの措置の履行

米州裁判所は、2010年末まで、28回医学的治療や精神的治療を国家に命令してきた。しかし、完全に履行できているのは少ない¹⁰¹。中には、裁判所のリハビリテーションの命令を履行する努力をしている国もあるが、その努力は完全には履行されていない¹⁰²。

Vargas Areco v. Paraguay 事件で、パラグアイは、死亡した犠牲者の家族を死亡した兵士の家族と同様の健康計画に登録したが、彼らを治療する病院は、彼らの家から570キロ離れていた¹⁰³。

ペルーは、*Cantoral Benavides v. Peru* 事件で、履行する努力はしたが、問題に直面した¹⁰⁴。ペルーは、国家の健康制度に犠牲者を登録したが、実際の治療を行う地方の健康センターは、治療を申し込んで治療をするのに毎回長い時間かかった¹⁰⁵。さらに、その地方健康センターは、必要としている医薬品を蓄えていなかった¹⁰⁶。

Juvenile reeducation Institute v. Paraguay 事件¹⁰⁷の判決に従って、パラグアイは、医療身分証明書を犠牲者に送り¹⁰⁸、43人の犠牲者が精神的医療の手当を受けるために登録された。しかし、実際に治療を受けた者は、治療を受けるべき多くの人のごくわずかのパーセントに過ぎなかった¹⁰⁹。それは、治療計画が犠牲者に正確に知られていないことが原因と考えられるため、パラグアイ政府は、犠牲者にこのプログラムの有用性を認知させなければならない¹¹⁰。

コロンビアは、9事件で犠牲者に医療的精神的治療を無料で与えるという米州裁判所の命令を履

98 *Yakye Axa Indigenous Community v. Paraguay*(Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 17 June 2005, Ser. C, No.125, para.242

99 Amnesty International, <http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/paraguayuan-congress-risks-lives-of-90-indigenous-families-20090628>

100 *Moiwana Community v. Suriname*(Monitoring Compliance), “considering”, para.28

101 Thomas M. Antkowiak, *An Emerging Mandate for International Courts: Victim-Centered Remedies and Restorative Justice*, 47 *Stanford Journal of International Law*279,296(2011)

102 Pasqualucci,at314

103 *Vargas Areco v. Paraguay*(Monitoring Compliance), IACHR, 24 November 2010, “considering” paras.18-19

104 *Cantoral Benavides v. Peru*(Monitoring Compliance), IACHR, 14 November 2010, “considering” para.14

105 *Id.*

106 *Id.*

107 5年間いた施設の火事で怪我をした入院者の医学的精神的治療をパラグアイに裁判所が命じた事件

108 *Juvenile reeducation Institute v. Paraguay*(Monitoring Compliance), IACHR, 19 November 2009, “considering” paras.18-19

109 *Id.*, para.24

110 *Id.*, paras.19,24-25

行できなかった¹¹¹。

一般的に、国家の健康サービスを通して、将来の健康、精神的ケア、薬物治療をするために、国家は米州裁判所が命令した賠償を完全に履行することはめったにない¹¹²。しかし、将来の医療費負担は不確定の要素が大きいが、犠牲者が将来にわたり医学的・精神的治療を行う国家の健康ケアを利用することは、賠償を支払う米州裁判所の命令の趣旨にあうと思われる。

(4) 満足の措置の履行

犠牲者を追悼する公式の儀式を行うことによって裁判所の命令を遵守する場合がある¹¹³。Myrna Mack Chang v. Guatemala事件¹¹⁴では、裁判所の判決の後、グアテマラ大統領は、大統領府で儀式を行って、犠牲者家族とグアテマラ市民に謝罪した¹¹⁵。Kimel v. Argentina事件では、アルゼンチン大統領は、外務省、国際貿易省、司法省、安全省、人権省、犠牲者の家族や報道陣が参加した儀式を行った¹¹⁶。

これらの国は、裁判所の判決告知の6か月以内に公式の行事を行ったが、そのような儀式を行うことに遅延している国もある。

2005年のGirls Yean and Bosico v. Dominican Republic事件で、米州裁判所は、人権侵害の国際責任を認め、犠牲者に謝罪する公式の行事を行うことをドミニカ共和国に命じた¹¹⁷。同国は、2011年10月までに、犠牲者に補償は支払ったが、公式の謝罪儀式はまだ行っていない¹¹⁸。裁判所が2004年11月判決を下したCarpio Nicolle v. Guatemala事件では、グアテマラは、裁判所がこの事件で判決の遵守命令を出した2009年7月まで、公式な行事を開催していない¹¹⁹。

国家は、新聞や国家のウェブサイトで米州裁判所の命令の遵守を公表している場合がある¹²⁰。エクアドルの正義と人権省(Ecuadoran Minister of Justice and Human Rights)は正式に、米州裁判所がエクアドルによって人権侵害を受けたと認めた犠牲者全員に国立エクアドルテレビを通じて謝罪した¹²¹。また、Tibi v. Ecuador事件での犠牲者はフランス国民であったため、米州裁判所の命令に従って、エクアドルは、公式にフランス紙で謝罪した¹²²。

Radilla Pacheco v. Mexico事件では、メキシコは、事件に関する責任を認めて、Radilla Pachecoの

111 Order of the President of the Inter-American Court, 8 February 2010, Monitoring Compliance with Reparations measures Regarding Medical and Psychological Attention in Nine Colombian Cases, Summons to a Private Hearing

112 Las Dos Erres Massacre v. Guatemala(Monitoring Compliance), IACHR, 6 July 2011, “considering” para.43; Serrano Cruz Sisiters v. El Salvador(Monitoring Compliance), IACHR, 3 February 2010, “considering” para.32-37

113 Serrano Cruz Sisters v. El Salvador(Monitoring Compliance), “considering” para.11; Moiwana Community v. Suriname, declares1; Zambrano Vélez et al. v. Ecuador(Monitoring Compliance) ,IACHR, 21 September 2009, “considering” para24; Vargas Areco v. Paraguay(Monitoring Compliance) “considering” para16

114 卓越したグアテマラの人類学者であり社会活動家が殺された事件

115 Los Angeles Times, “The World: Guatemala Officials Apologize for Killing” ,23 April 2004

116 Kimel v. Argentina(Monitoring Compliance), “considering” para. 14

117 Girls Yean and Bosico v. Dominican Republic(Preliminary Objections, Merits, Rerartions, and Costs), No. 130,para.235

118 Girls Yean and Bosico v. Dominican Republic(Monitoring Compliance), IACHR, 10 October 2011, “considering” para.11

119 Carpio Nicolle v. Guatemala(Monitoring Compliance), IACHR, 1 July 2009, “considering” paras.30-33

120 Acosta Calderón v. Ecuador(Monitoring Compliance), declares1; Las Dos Erres Massacre v. Guatemala(Monitoring Compliance), IACHR, 6 July 2011, “cosidering” para.31

121 Tibi v. Ecuador(Monitoring Compliance), IACHR, 3 March 2011, “considering” para.10

122 *Id.*

記憶をとどめるために新聞やウェブサイトでも米州裁判所の判決を公表し¹²³、続いて、2011年11月に、政府高官が参加して犠牲者の名前が刻まれた額を設置する公式の行事を行った¹²⁴。国家は、犠牲者の名前を刻んだ額を公式の場所に設置するよう米州裁判所が命じた賠償には積極的に遵守している¹²⁵。しかし、犠牲者の記念碑を建てることには問題があった。グアテマラは、記念碑を建てる予定の土地が私的に所有されている場合、所有者の許可を得なければならないという理由で、ドス・エレス大虐殺の場所に、記念碑を建てなかった¹²⁶。

米州裁判所が建設することを命じた犠牲者を悼む記念碑を建てることに対して反対がある場合がある。González et al. (“Cotton Field”) v. Mexico 事件¹²⁷の米州裁判所の遵守命令により、メキシコは、殺害され、綿畑に遺棄された若い女性たちに捧げる100万ドル以上の費用がかかる記念碑を建てたが¹²⁸、この記念碑は金の無駄使いであると言って、女性被害者の親族は、除幕式を妨害した¹²⁹。

米州裁判所が記念碑を建てるように命じた遵守義務ではあったが、その記念碑にテロリストと見なされた名前が含まれていたことにより、民衆の非難がおり、ペルーの大統領は、米州裁判所が命じた賠償を「あきれた」ものと呼び、米州裁判所の判決を非難した事例もある¹³⁰。そこで、米州裁判所は、記念碑の代わりに、たとえば公園の建設などの他の救済措置を代用することを許可した¹³¹。

教育上の恩恵と奨学金を与えるという満足の措置について、ペルーは、Cantoral Benavides氏にブラジルで大学の勉強を続けられるための資金を提供した¹³²。教育省は、経済財政省によって予算化された額に従って、計画を進め、同氏に奨学金を支払った¹³³。しかし、同氏は、学習の最終年に支払われるべき額に同意しなかったため、国内裁判所は、この事件を解決するように要請された¹³⁴。

Raxcacó Reyes v. Guatemala 事件で、米州裁判所は、失踪の実行犯に対してなされた死刑判決を取り消すようにグアテマラに命令した¹³⁵。そして、グアテマラは、それを遵守して、被告人は40年の刑を言い渡された¹³⁶。

Fermin Ramírez v. Guatemala 事件で、グアテマラは、米州裁判所の命令に従って、被告人を再審理し¹³⁷、彼に40年の刑を言い渡した¹³⁸。すでに、米州裁判所は、2006年の遵守命令で、「グアテマ

123 Radilla Pacheco v. Mexico(Monitoring Compliance), IACHR, 19 May 2011, declaration1

124 Radilla Pacheco v. Mexico(Monitoring Compliance), IACHR, 1 December 2011“considering” para.8

125 Trujillo Oroza v. Bolivia(Monitoring Compliance), IACHR, 12 September 2005, declares1(a); Gómez Paquiyauri Brothers v. Peru(Monitoring Compliance), IACHR, 3 May 2008, “considering” para.14; Myrna Mack Chang v. Guatemala(Monitoring Compliance), IACHR, 26 November 2007, para.3

126 Las Dos Erres Massacre v. Guatemala (Monitoring Compliance), “cosidering” para.36

127 González et al. (“Cotton Field”) v. Mexico(Preliminary Objection, Merits, Reparations, and Costs), IACHR,16 November 2009,Ser. C, No.205

128 El Paso Times, “Memorial for Murdered, Missing Women Unveiled in Juarez” 8 November 2011, Pasqualucci,at317

129 *Id.*

130 Cavallaro and Brewer, Reevaluating Regional Human Rights Litigation in the Twenty-First Century, at825

131 Miguel Castro Castro Prison v. Peru(Interpretation of judgment on Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 2 August 2008, Ser. C. No.181, para.57

132 Cantoral Benavides v. Peru(Monitoring Compliance), “considering” para.12

133 *Id.*

134 *Id.*,paras.8-12

135 Raxcacó Reyes v. Guatemala(Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 15 September 2005, Ser. C, No.133, para.133

136 Raxcacó Reyes v. Guatemala(Monitoring Compliance), IACHR, 9 May 2008, “considering” paras.16-19

137 Fermin Ramírez v. Guatemala(Monitoring Compliance) ,IACHR, 9 May 2008, declares para.1

ラは米州裁判所の強制管轄権の下にあるから、米州条約の解釈と適用に関して出された米州裁判所の命令は、最終的で、上訴できないものである」と判示していた¹³⁹。

トリニダードトバゴも、Hilaire, Constantine, and Benjamin et al. v. Trinidad and Tobago 事件¹⁴⁰で、多くの被告の死刑判決を終身刑に変えた¹⁴¹。

今日まで満足の措置の成功例は多くはないが、国家は、死刑取り消しの米州裁判所の命令を比較的遵守してきている。

しかし、失踪者の所在を決定し、その遺体を埋葬のために家族に帰すような裁判所の命令を履行する場合には、国家は命令の遵守ができていない。この措置は、少なくとも24事件で繰り返し命令されたが、国家は、ごく少数の事件だけ完全に履行してきただけである¹⁴²。

ペルーは、La Cantuta v. Peru 事件で、一部の犠牲者の遺体を識別し、家族の元へ返却したことによって、その義務を部分的に履行した¹⁴³。また、Las Dos Erres Massacre v. Guatemala 事件で、グアテマラ犯罪科学、文化人類学財団(Forensic Anthropology Foundation of Guatemala)は、ドス・エレス大虐殺の場所から遺体を掘り出し、犠牲者の遺体を家族に帰すために、十分なDNA鑑定をして親族に合うかどうか検査しようとした¹⁴⁴。

Trujillo Oroza v. Bolivia 事件で、ボリビアは、犠牲者の遺体捜査で遺体を掘り出し、44の骨の破片を見つけた。しかし、国家はそれらを分析しなかった¹⁴⁵。遺体は、DNAで確認できないほど悪化している場合もある¹⁴⁶。遺体を収容するために遺体発見場所で掘り出したにもかかわらず、国家がこのタイプの賠償を遵守することができるのはめったにない。また、国家は、発掘を続ける資金、あるいは、犯罪学の専門家にお金を支払う財政的資源がないと主張して、このような困難さを伴う作業をしない場合がある¹⁴⁷。

この種の賠償の履行に関して、米州裁判所は、強制失踪したすべての人の遺体を探す犯罪人類学の経験のある人からなる部署を作り、DNAを鑑定できる試みを国家に命じることができる。この政府内の部署が遺体発見計画を策定し、遺体場所を特定し、遺体の身元を特定する作業をするのなら、たとえ、特定の犠牲者の居場所がまだ解らなかったとしても、この種の賠償は満足されることになる¹⁴⁸。

(5) 繰り返さない措置の履行

人権侵害を二度と繰り返させないため、米州裁判所は立法上の改革を要求する。米州条約の規定

138 *Id.*, paras.6-8

139 *Fermin Ramirez v. Guatemala(Monitoring Compliance)*, IACHR, 22 September 2006, “considering” para.9

140 *Hilaire, Constantine, and Benjamin et al. v. Trinidad and Tobago(Merits, Reparations, and Costs)*, IACHR, 21 June 2002, Ser. C, No.94

141 *Pasqualucci*,at318

142 *Antkowiak*, at 293-94, 完全に遵守した事件は、*Juan Humberto Sanchez v. Honduras(Monitoring Compliance)*, IACHR, 21 November 2007; *Las Palmeras v. Colombia(Monitoring Compliance)*, IACHR, 3 February 2010; *Paniagua Morales et al. v. Guatemala(Monitoring Compliance)*, IACHR, 27 November 2007; *Street Children(Villagran Morakes et al.) v. Guatemala(Monitoring Compliance)*, IACHR, 27 January 2009

143 *La Cantuta v. Peru(Monitoring Compliance)*, IACHR, 20 November 2009, “considering” paras.11-12

144 *Las Dos Erres Massacre v. Guatemala (Monitoring Compliance)*, “considering” para.19

145 *Trujillo Oroza v. Bolivia(monitoring Compliance)*, “considering” para.9

146 *Las Dos Erres Massacre v. Guatemala (Monitoring Compliance)*, “considering” para.19

147 *Radilla Pacheco v. Mexico(Monitoring Compliance)*, IACHR, 19 May 2011, “considering” paras.13-16

148 *Pasqualucci*,at320

に合うように国内立法を変えるように命じる米州裁判所の賠償命令はいくつかの判決で係争中である¹⁴⁹。しかし、多くの場合で、国家は、法律を変えるのに成功しているし、米州裁判所の判決に従うよう憲法さえ変えるのに成功している。例えば、チリは、役所の透明性と国家行政に関する情報へのアクセスに関する法律を採択することによって、国家が所有している情報へのアクセスの権利を保障するのに必要な措置を採択する米州裁判所の命令を遵守した¹⁵⁰。

チリは、*The Last temptation of Christ v. Chile* 事件で、米州裁判所の判決を遵守した。米州裁判所は、米州条約上の思想と表現の自由の規定と一致しない前時代的意識を規定している憲法条項を変えるようチリに命じた¹⁵¹。それに対して、チリの議会は、芸術の自由を保障するために、チリ憲法を修正した¹⁵²。

他の国でも米州裁判所の命令に答えて、法律を変えてきている。ペルーは、*Loayza Tamayo v. Peru* 事件と *Castillo Petruzzi et al. v. Peru* 事件の判決後に、米州条約に一致するように、反テロリズム法や反逆法を修正した¹⁵³。

米州裁判所は、*Zambrano Vélez et al. v. Ecuador* 事件で、米州条約と一致するように、緊急事態と保護の停止に関する立法や行政規定、特に、国家安全法(National Security Law)に一定の規定を採用するようにエクアドルに命じた¹⁵⁴。2009年の遵守命令で、エクアドル憲法裁判所は、緊急事態時に市民を裁く軍事裁判所を違憲であると宣言した¹⁵⁵。米州裁判所は、国内法を修正あるいは、廃止するために、エクアドルによって取られた憲法裁判所の決定と付加的措置は、この分野での米州裁判所が命じた賠償を満足させたと判示した¹⁵⁶。

コスタリカは、*Herrera Ulloa v. Costa Rica* 事件で、事件の審査をするための刑事手続法を修正することによって、米州裁判所の命令に従った。そして、刑事判決を控訴できる権利を加えた¹⁵⁷。

米州裁判所は、軍事規則を改正する命令を国家に遵守させることは成功していない。米州裁判所は、たびたび、軍事法廷で裁くより一般の法廷で人権侵害を犯した軍人を裁くよう国家に命令してきた¹⁵⁸。この点で、米州裁判所は、メキシコの裁判の軍事規則の57条(軍人が軍事法廷のみで裁かれることを保証する)は、国際人権法に違反していると判示した¹⁵⁹。

メキシコ最高裁は、米州裁判所に従って、人権侵害を犯した軍の構成員に対する事件は、軍の管轄から移動されるべきであると判示した¹⁶⁰。しかし、今日まで、いかなる行動も軍当局によって取

149 *Las Dos Erres Massacre v. Guatemala*(Monitoring Compliance), “considering” para.18, declares para.3(c)

150 *Claude Reyes et al. v. Chile*(Monitoring Compliance), IACHR, 24 November 2008, “considering” para.8

151 *The Last temptation of Christ*(Olmedo-Bustios et al.) v. Chile(Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 5 February 2001, Ser. C, No.73, operative para.4

152 *Santiago Times*, Monday, May 10, 2004, News Briefs; Pasqualucci,at322

153 *Loayza Tamayo v. Peru*(Reparations and Costs), IACHR, 27 November 1998, Ser. C, No.42, operative para.5; *Castillo Petruzzi et al. v. Peru*(Merits), IACHR, 30 May 1999, Ser. C, No.52, operative para.14

154 *Zambrano Vélez et al. v. Ecuador*(Merits, Reparations and Costs),IACHR,4 July 2007,Ser. C, No.166, operative para.9

155 *Zambrano Vélez et al. v. Ecuador*(Monitoring Compliance), “considering” paras.33,42

156 *Id.*,para.49

157 *Herrera Ulloa v. Costa Rica*(Monitoring Compliance), “considering” para.11

158 *Radilla Pacheco v. Mexico*(Preliminary Objections, Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 23 November 2009, Ser. C, No.209, paras.341-342; *Rosendo Cantú et al. v. Mexico*(Preliminary Objections, Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 31 August 2010,No.216, paras.221-222; *Fernandez Ortega et al. v. Mexico*(Preliminary Objections, Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 30 August 2010, Ser.C,No.215, paras.238-239

159 *Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico*(Preliminary Objection, merits, Reparations, and Legal Costs),paras.205-207,order15

られていない。このような場合には、同様の侵害を主張する事件は、米州人権制度の機関にもたらされるようになる¹⁶¹。

国家が米州裁判所の命令に反対するために、遵守命令を否定するような立法を改変する事さえある。Girls Yean and Bosico v. Dominican Republic事件で、米州裁判所は、国家は国内法で、ドミニカ共和国の国籍を得るための手続きと必要事項を規定する措置を採択すべきであると判示した¹⁶²。ドミニカ共和国は、この遵守命令とは反対に、憲法を修正して、違法に国内にいる親から生まれた子どもに市民権を付与しないとした。

米州裁判所による国内の司法決定を廃止する命令に関しては、遵守する国家実行は一貫していない。パナマは、Tristán Donoso v. Panama事件で、嘘の告発のために有罪となった犠牲者に無罪の宣告をする際、有罪判決を覆すことを命じた米州裁判所の判決に従った¹⁶³。その際、パナマ最高裁判所は、パナマは国際社会の一員として米州裁判所の決定を認め、尊重し、遵守すると述べた¹⁶⁴。ペルーは、Cantoral Benavides v. Peru事件で、犠牲者の有罪を無効にするのに必要な措置をとらなければならないという米州裁判所の命令に従った¹⁶⁵。また、Cesti Hurtado v. Peru事件で、ペルーは、米州裁判所の命令に従って、人身保護決定を実行し、結果として、Hurtadoは牢獄から解放された¹⁶⁶。しかし、ペルーは、273人の労働者に補償を支払うよう命じる米州裁判所の判決には従わなかった¹⁶⁷。

エクアドルは、米州裁判所の命令に従って、14都市で、2500人以上の警察官に履行プログラムを訓練し、履行プログラムを指導できる警察官を訓練してきたと報告した¹⁶⁸。しかし、エクアドルの努力にもかかわらず、米州裁判所は、Tibi v. Ecuador事件を閉じなかった。その理由は、エクアドルは、米州裁判所の判決で要求された医学的精神的にケアできる人材を訓練してこなかったからだとされた¹⁶⁹。ペルーは、La Cantuta v. Peru事件で人権訓練プログラムを創設したが、米州裁判所は、遵守命令を処理するのに十分だとは考えなかった¹⁷⁰。

(6) 調査し、訴追し、処罰する命令の履行

米州裁判所は、人権侵害に関わった責任者を国家は調査し、訴追し、処罰する義務があると判示しているが、多くの国は、この賠償の類型を遵守していない¹⁷¹。その他の賠償措置は喜んで履行す

160 Mexican Supreme Court, decision of 12 July 2011

161 Pasqualucci, at 324

162 Girls Yean and Bosico v. Dominican Republic (Preliminary Objections, Merits, reparations, and Costs), IACHR, 8 September 2005, Ser. C, No. 130, para. 239

163 Tristán Donoso v. Panama (Monitoring Compliance), IACHR, 1 September 2010, “considering” para. 12

164 *Id.*

165 Cantoral Benavides v. Peru (Monitoring Compliance), IACHR, 17 November 2004, declares 1(d), (e)

166 Cesti Hurtado v. Peru (Request for Interpretation of Judgment on the Merits), IACHR, 19 November 1999, Ser. C, No. 62, para. 6

167 Acevedo Buendía et al. (Discharged and Retired Employees of the Comptroller) v. Peru (Monitoring Compliance), IACHR, 1 July 2011, declares 2

168 Zambrano Vélez et al. v. Ecuador (Monitoring Compliance), “considering” paras. 50-62; Tibi v. Ecuador (Monitoring Compliance), “considering” paras. 14-22

169 Tibi v. Ecuador (Monitoring Compliance), *id.*

170 La Cantuta v. Peru (Monitoring Compliance), “considering” para. 35

171 Gómez Palomino v. Peru (Monitoring Compliance), “considering” paras. 7-10; Tiu Tojín v. Guatemala (Monitoring Compliance), “considering” para. 9; Serrano-Cruz Sisters v. El Salvador (Monitoring Compliance), “considering” paras. 13-19

るとしても、国家はこの種の命令を遵守することは少ない¹⁷²。その理由として、政府は有力者を裁判にかけない傾向があり、政府高官も将来人権侵害の共犯者になる、あるいはその恐れがあると考えるので裁判をするのに消極的になる、さらに、裁判官は国内裁判所で国内救済が尽くされる以前の判決を覆すのを嫌う傾向があるとされる¹⁷³。しかし、国家が調査、訴追、処罰の義務を遵守してきた例がある。

ペルーは、Castillo Páezの失踪に関わった16人の国家警察官を刑事告訴し、16人の被告のうち4人は、有罪となり、刑務所に送られた¹⁷⁴。Myrna Mack Chang v. Guatemala事件で、グアテマラの大統領警護の一人は、米州裁判所の判決に従って、殺人を命令した罪で30年の罪を求刑された¹⁷⁵。しかし、控訴審は彼を無罪にしたため、グアテマラ最高裁判所が控訴審の判決を覆すまで、彼の居場所が分からなかった¹⁷⁶。他の警護者は殺人罪で25年の刑に服している¹⁷⁷。

グアテマラは、また、250人以上の村人が殺害されたドス・エレス大虐殺で役割をした5人の兵士を有罪にした¹⁷⁸。さらに、ドス・エレス大虐殺を含むいくつかの村の大虐殺で権力を持っていた独裁者Rios Montt将軍は、ジェノサイドの理由で裁判を受けることになるとグアテマラの裁判所は判示した¹⁷⁹。

また、コロンビアの憲法裁判所は、米州条約にあるように関係者は親族に起こったことを知る権利を有しているとして、犠牲者の死と失踪に関わる調査を命じた¹⁸⁰。

しかし、調査し、訴追し、処罰する命令の履行を妨げる法律や法原則の存在も忘れてはならない。それは、アムネ스티(恩赦)法、出訴期限法、二重の危険からの保護(既判力)である。それによって、国家は、人権侵害を犯したことで告発された者を裁判しないですんだ。

米州裁判所は、いかなる事件でも、国家は、アムネ스티法を適用し、あるいは、出訴期限法の時効、刑法の遡及効、既判力、二重の危険(ne bis in idem)の原則、その他の同様の原則を適用できないと判示してきた¹⁸¹。

アムネ스티法は、国内で特別な期間に起こった一定の犯罪の訴追を禁止しようとするものである。米州裁判所は、深刻な人権侵害の事件で、アムネ스티法は米州条約の規定と精神に一致しないと判示している¹⁸²。アムネ스티法が人権侵害の加害者の調査、処罰を妨げ、その結果、真実を知りたいという親族の権利を排除するからである。

アムネ스티法は、Barris Altos v. Peru事件以来、ブラジルを除いて、ほとんどのラテンアメリカの国では廃止になっている¹⁸³。

172 Pasqualucci,at325

173 *Id.*,at326

174 Castillo Páez v. Peru(Monitoring Compliance), IACHR, 3 April 2009, “considering” para.8

175 Myrna Mack Chang v. Guatemala(Monitoring Compliance), “considering” paras.7-8

176 *Id.*

177 Pasqualucci,at326

178 Dos Erres Massacre v. Guatemala(Monitoring Compliance), “considering” paras.7-14

179 Lomi Kriel, Houston Chronicle, <http://www.chron.com/news/houston-texas/article/Seeking-justice-for-Guatemalan-village-where-3587668.php>; Pasqualucci,at326

180 Constitutional Court of Colombia, sala Plena, Sentence T-275/94,15 June 1994; Pasqualucci, *id.*

181 Manuel Cepeda Vargas v. Colombia(Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs), No.213,para.216(d); Almonacid Arellana et al. v. Chile(Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs), IACHR, 26 September 2006, Ser. C, No.154,paras.154-155; Barrios Altos v. Peru(Merits), IACHR, 14 March 2001, Ser. C, No.75,para.41

182 Gelman v. Uruguay(Merits and Reparations), IACHR, 24 February 2011, Ser. C, No.221,para.226

出訴期限法は、時効法と呼ばれるが、出訴期間を制限するものである。国内の裁判所は、出訴期限を超えた人権侵害事件では被告に罪を問えないと判示してきた¹⁸⁴。

Bueno Altos v. Argentina 事件で、アルゼンチン最高裁判所は、出訴期限法は有効であり、それゆえ、当局は拷問を調査、訴追、処罰できないと判示した¹⁸⁵。しかし、2011年11月、アルゼンチン最高裁判所は、この初期の判決を覆し、事件を再審査した¹⁸⁶。

このように、殺人のような一定の犯罪については出訴期限法を適用してはならないし¹⁸⁷、国際法の下でも、強制失踪、超司法的死刑執行、拷問等の人道に対する罪に時効はない¹⁸⁸。

米州諸国の中には、戦争に対する罪と人道に対する罪の出訴期限法の不適用に関する条約を批准している国がある¹⁸⁹。しかし、現在未批准国でもこの条約を批准することができるし、人道に対する罪に出訴制限法の適用を禁止する国内立法を通すこともできる¹⁹⁰。

二重の危険の原則は、同じ罪の問われた人を訴追することを禁じるものである。アムネスティ法が適用されて罪を問われなかった者は二重の危険の原則を主張できる。しかし、これらの個人は、そもそも被告として裁判されてこなかったのであるから、二重の危険の原則は適用されるべきではないと考えられる¹⁹¹。二重の危険の原則は、最終の上訴できない判決があることを想定しているからである。Pasqualucci は、軍事法廷あるいは、調査が真剣に行われなかったみせかけの審理で裁判された人は、この原則の利益を受けるべきではない¹⁹²と主張する。

米州裁判所は、次の場合に、二重の危険の原則が適用されるべきではないことを述べている。第1に、事件を審理し、却下が決定され、あるいは、人権侵害の責任ある人を免除することを決定した裁判所の行為が、刑事責任を告発された人を保護する意図であった場合、第2に、手続が独立して、あるいは、公平に、デュープロセスの保護に従って行われなかった場合、第3に、裁判に責任者を出廷させる意図が実際になかった場合である¹⁹³。

Carpio Nicolle et al. v. Guatemala 事件で、国内裁判所は欠陥のある手続によって判決が出されていたとして、米州裁判所は、米州条約の基準と一致しない手続で出された判決は援用できない¹⁹⁴と判示した。

183 Pasqualucci,at327

184 *Id.*

185 Bueno Altos v. Argentina(Monitoring Compliance), IACHR, 5 July 2011, “considering” paras.21-23

186 Corte Suprema de Argentina reabre el caso Bueno Alves, Corte IDH Blog, 2 December 2011; Pasqualucci,at327

187 Pasqualucci, *id.*

188 Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes Against a humanity, UN General Assembly Resolution 2391(XX III)

189 Argentina, Bolibia, Costa Rica, Cuba, Honduras, Mexico, Nicaragua, Panama, Paraguay, Peru, St.Vincent, the Grenadines, Uruguay

190 Pasqualucci,at328

191 La Cantuta v. Peru(Merits, Reparations and Costs), IACHR, 29 November 2006, Ser. C, No.162,para.180

192 Pasqualucci,at328

193 *Id.* La Cantuta v. Peru(Merits, Reparations and Costs), No.162,para.153

194 Carpio Nicolle et al. v. Guatemala(Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 22 November 2004, Ser.C, No.117, para.132

5. 米州裁判所の遵守命令に対する国家の対応

国家が米州裁判所の判決を遵守する場合に影響する最も重大な要因は、学者により、国際的強制¹⁹⁵、管理能力¹⁹⁶、国内政治¹⁹⁷の3つが挙げられている。

第1の要因である国際的強制は、実質的、社会的な罰や報酬を国家に課すことによって米州裁判所の判決を履行しようとするものである。国家は、国際的な評判を気にするために国際的な約束に従う傾向がある。それは、評判のよい国家は、国際機関を通して報酬が得られる傾向にあり、反対に評判の悪い国は制裁される傾向にあるからである。

国家が人権の遵守を他の分野の交渉、たとえば、貿易交渉と結びつけるとき国際人権条約を遵守していることはより効果的に作用する¹⁹⁸。

第2の要因である国家の管理能力は、国際的規則の性質と国家の許容力に関係する。国家の管理能力が低い場合は人権の遵守を妨げる。国際的規則があいまいな場合、国家にその特定の解釈に従うことを困難にさせるし、国家が、国際的規則を履行するための技術的専門家や経済的能力がない場合にも管理能力の問題が生じる。米州裁判所の判決を遵守するかしないかの問題は、タイミングの問題であると考え、判決を完全に履行するように政府を管理するにはかなりの時間を要するが、それが難しいと、不遵守という結果になってしまう。したがって、HawkinsとJacobyは、時間が足りなくて不遵守という結果になるよりは、部分的な遵守の方が現実的であり、部分的な履行も遵守であるとすれば、遵守命令は格段に上がると主張する¹⁹⁹。

遵守のための第3の要因である国内政治は、遵守は政策変更の費用と利益の問題であるとする。政策の変更が国際裁判所の判決を履行するのを妨げる政治的要素である場合には、遵守は低いものになる。結局、遵守には政治的意思が重要となる²⁰⁰。

これらの遵守要素をどう評価するのか。現実的には、これらの要素の複合型によって、国家が米州裁判所の遵守命令をどの程度履行できるかが決まるといえるのが実態だと思われるが、その中でも一番影響があるのは米州裁判所の判決を履行する政治的意思があるかどうかだと思われる。その証拠に、軍事的独裁政権から民主政権に代わるとすぐに、人権保護の憲法や法律が制定され、南米のほとんどの国が、軍事政権時代の人権侵害の清算に動いているからである。

その意味で、国家が賠償の一定の類型を履行することができない最大の理由は、政治的意思の欠如であると言ってよい²⁰¹。多くの米州国家は、履行手続を確立したり、あるいは、国際賠償命令を履行する責任ある政府の部署に権限を割り当てる法律あるいは政策を持っていない²⁰²。行政府は、事件を通して米州裁判所と相互に交流してきたし、米州裁判所の命令を遵守する傾向があるかも知

195 Beth Simmons, *International Law and State Behavior: Commitment and Compliance in International Monetary Affairs*, (2000) 94 *Am. Pol. Sci. Rev.*

196 Abram Chayes & Antonia Chayes, "On Compliance" (1993) 47 *Int'l Org.*

197 George Downs, David M. Rocke & Peter Barsoom, *Is the Good News About Compliance Good News About Cooperation?*, (1996) 50 *Int'l Org.*

198 Darren Hawkins, Wade Jacoby, *Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American Courts of Human Rights*, 6 *J. Int'l L. & Int'l Rel.* 35, at 41

199 *Id.*, at 42

200 Jana Von Stein, *Do Treaties Constrain or Screen? Selection Bias and Treaty Compliance*, (2005) 99 *Am. Pol. Sci. Rev.* at 611

201 Pasqualucci, at 330

202 *Id.*

れないが、裁判官や検事は、米州裁判所に対して認識不足か、あるいは、米州裁判所が命令する賠償に一致した行為をする法的義務を感じていないかもしれない²⁰³。さらに、既判力、時効、恩赦という国家の規範は、人権侵害者を調査し、訴追し、処罰するように命じる米州裁判所の判決の遵守を阻止してきた²⁰⁴。

ベネズエラのような国は、国内判決を審議する米州制度の組織の権限に疑問を持ち、あるいは否定している。また、それらの国は、米州裁判所の判決が直接適用されることを認めず、その判決が国内裁判所によって証明されたり、あるいは受け入れられることを必要とする²⁰⁵。ベネズエラの最高裁判所は、ベネズエラの憲法あるいは主権を侵害した裁判所の規則を遵守しないと判示して、*Lopez Mendoza v. Venezuela* 事件²⁰⁶で、米州裁判所の判決を履行することを拒否した²⁰⁷。

トリニダード・トバゴは、国家が米州体制に事件が吟味されている間は、死刑執行を中断すべきだとする米州人権委員会の命令に対し、1998年に米州条約を廃棄することを通告した²⁰⁸。

ただし、米州裁判所の判決の執行の有無は、国家の政治的意思にだけよるものではないことも確かであり、国内裁判所における司法手続きと共に、国家の憲法上、行政上の法的構造によることもある²⁰⁹。

6. 米州裁判所の第4の裁判所論

米州裁判所が米州条約を根拠にして、国家の人権侵害に対して強い権限を行使することから、米州裁判所の管轄権を受諾している国から、実質的に第4の裁判所ではないかという反論がある。

それに対して、米州裁判所は、国内法の不備や国内裁判所が管轄権内で決定した判決を審理する権限を持つ控訴審ではなく、むしろ、委員会や裁判所の目的は、締約国が米州条約を批准したときに遵守すると約束した国際人権義務を犯しているかどうかを決定することにある²¹⁰と主張する。この決定をする際、米州裁判所は、特にデュープロセスに関して、国内の上級裁判所の手続きを含む特定の国内手続が米州条約と一致しているかどうかを審理することが義務づけられている²¹¹。したがって、米州裁判所の役割は、米州条約の規定に国内の行政的あるいは司法的手続きが合っているかどうかを決定することである²¹²と主張する。

203 Huneeus, at495

204 Pasqualucci,at330

205 *Id.*; Oswaldo Ruiz-Chiriboga, “Current Challenges of the Inter-American Court of Human Rights, and in Particular the Challenges of the Implementaiton of sentence”, presentation to the EU Parliament, Sub-Commission of Human Rights(25 January 2012)

206 *Lopez Mendoza v. Venezuela*(Merits, Reparations, and Costs), IACHR, 1 September 2011, Ser.C,No.233

207 Pasqualucci,at330; Human Rights Watch, *Venezuela Supreme Court Disregards Rights in Election Case*, 18 October 2011, <http://www.hrw.org/news/2011/10/18/venezuela-supreme-court-disregards-rights-election-case>.

208 Pasqualucci,at330-331

209 Pasqualucci,at331; Viviana Krsticevic, *Reflexiones Sobre la Ejecucion de las Decisiones del Sistema Interamericano de Proteccion de Derechos Humanos*, at15,16 http://cejil.org/sites/default/files/implementacion_de_las_decisiones_del_sidh_o.pdf

210 *Cesti Hurtado v. Peru*(Preliminary Objections),IACHR, 26 January 1999, Ser.C, No.49, para.47

211 *Gomes Lund et al.(Guerrilha do Araguaia) v. Brazil*(Preliminary Objections, Merits, Reparations, and Costs),IACHR,24 November 2010,Ser.C, No.219,para.49

212 *Chaparro Alvarez and Lapo Ñiguez v. Ecuador*(Preliminary Objections, Merits, Reparations and Costs), IACHR, 21 November 2007, Ser.C,No.170, para.22; *Yakye Axa Indigenous Community v. Paraguay*(Merits, Reparations and Costs), No.125, para.109

国際判決は、国内裁判所を補強し、補足する性格を持っている²¹³。国内法の下で、個人の人権が最終的に解決される場合は、確認や承認のために、米州裁判所にその問題が持ち込まれる必要はない²¹⁴。米州裁判所は、国内裁判所の手続きが米州条約に違反していなければ、国内法を適用した国内裁判所の決定を覆すことはしない²¹⁵。

米州条約の当事国は、米州人権委員会や米州裁判所が主権を犯していると主張することがある。Street Children v. Guatemala 事件で、グアテマラは、米州裁判所はグアテマラの最高裁判所の決定を審理する管轄権は有していない²¹⁶と主張した。グアテマラは、憲法の下で、国内裁判所の最終判決は、国内裁判所によってのみ審理され、その他の権威は、裁判行政に干渉できないとして反対した²¹⁷。

米州裁判所は、グアテマラの国内裁判所の判決は審理できないというより、むしろ、国家が米州条約を侵害したことに責任があるかどうかを決定することにあるという理由で、グアテマラの先決的抗弁を却下した²¹⁸。

Castillo Petruzzi v. Peru 事件と Cesti Hurtado v. Peru 事件で、ペルーは、米州裁判所がペルーの裁判所の決定に疑問をはさむ権限はないと主張した²¹⁹。

両方の事件で、米州裁判所は、ペルーに次のように反論した。「米州条約の締約国になったということによって、ペルーは、人権保護のための米州機構の諸機関の権限を受け入れた。それゆえ、米州人権委員会と米州裁判所の手続きに参加すること、そして、そこから由来する義務を保障することは、主権行使の上からも国家の義務である。」²²⁰

裁判所の声明は、米州条約を批准する際に、国家が引き受けた約束の性質と米州人権委員会と米州裁判所の機能の性質を国家に思い出させる。国際人権は、国家に対して国際的に認められた人権を保護する手段を個人に提供するものである²²¹。しかし、国家が米州裁判所の遵守命令を誠実に実行するよう求められている現状から、実質的に、国内裁判所を超えた存在として君臨していることは否めないであろう。

おわりに

米州裁判所は米州条約や裁判所規程、手続規則等によって、国家に米州裁判所の判決や決定を遵守させる体制を確立してきている。それに対応するように、民主国家となった各国は、自国憲法や法律を変えて、自国で条約内容、米州裁判所の判決や決定を実行しようとしている。米州裁判所の遵守命令から分かるように、最近では、国家が米州裁判所に提訴された人権侵害を認めることが多くなってきたし、国家の人権侵害行為に対して部分的か、あるいは完全に責任を取るようになって

213 Cabrera García and Montiel Flores v. Mexico(Preliminary Objections, Merits, Reparations, and Costs), No.220, para.16

214 Las Palmeras v. Colombia(Merits), IACHR, 6 December 2001, Ser.C,No.90,para.33

215 Street Children(Villagran Morales et al.) v. Guatemala(Preliminary Objections), IACHR, 11 September 1997, Ser. C,No.32,paras.17-18

216 Street Children(villagran Morales et al.) v. Guatemala(Preliminary Objections), para.17

217 *Id.*, para.15

218 *Id.*, para.18

219 Cesti Hurtado v. Peru(Preliminary Objections), IACHR, 26 January 1999, Ser. C, No.49,para.35

220 *Id.*,para.45

221 Pasqualucci,at127

きている。この変化は、軍事独裁政権崩壊後20年以上経って、人権に対する国家の取り組みが強化されていることを証明している。

国内でも変化が見られる。アルゼンチンでは、アムネ스티法が廃止され、国内の裁判所に軍事政権下で行われた人権侵害に対する訴えが提起できるようになった。さらに、毎年3月24日には真実と正義を記憶する日として、強制失踪や拷問で殺された大勢の犠牲者を悼んで大規模なデモ行進が行われている。2014年3月24日のデモには筆者も参加した。

それとは対照的に、ブラジルでは、アムネ스티法が廃止されておらず、国内の裁判で人権侵害の加害者に罪は問えない。しかし、ブラジルでも、真実究明委員会ができ、軍事政権下で起こった強制失踪や拷問等に対する総括が行われている。筆者は2104年3月28日、真実究明委員会の会合に参加し、その運動の一端を見ることができた。真実究明委員会の活動は2014年に一旦終了するという。2014年3月31日は真実究明委員会の総決算として、「軍事クーデター50年・独裁政治の撲滅を」式典がサンパウロ市にある拷問の中心的な場所であった市警36分署で行われ、千数百人が参加した。ブラジルでも人権侵害の清算は確実に行われようとしている。

* 本小論は2013年度国際学部共同研究費の成果の一部である。

表1 国別憲法と保護請求法の成立年

国名	憲法成立年(改正含む)	Amparo法(保護請求法)成立年
ARGENTINA	1994	1996
BOLIVIA	1967 修正2005	1998
BRAZIL	1988 修正2005	1951
COLOMBIA	1991 修正2005	2000
COSTA RICA	1949 修正2003	1989
CUBA	1976 修正2002	-
CHILE	1980 修正2005	-
ECUADOR	1998	1997
EL SARVADOR	1983 修正2003	1960
GUATEMALA	1989 修正1993	1986
HONDURAS	1982 修正2005	2004
MEXICO	1917 修正2007	1936 修正2006
NICARAGUA	1987 修正2005	1988
PANAMA	1972 修正1994	1999
PARAGUAY	1992	1988
PERU	1993 修正2005	2005
REPUBLICA DOMINICANA	2002	2006
URGUAY	1967 修正2004	1988
VENEZUELA	1999	1988

出典：以下から筆者が作成。Allan R. Brewer-Carías, Constitutional Protection of Human Rights in Latin America: A Comparative Study of Amparo Proceedings(Cambridge, 2009), at 423-426

表2 Compliance with Equitable Orders by State Actor

State actor(s) addressed by Court order	Total Number of orders	Number of orders receiving compliance	Percentage compliance
Executive	177	77	44%
Executive and judiciary	16	6	38%
Executive and public ministry	19	4	21%
Executive and legislature	23	5	22%
Executive, public ministry, and judiciary	50	1	2%
Total	285	93	33%

出典 : Huneus, Courts Resisting Courts: Lessons from the Inter-American Court's Struggle to Enforce Human Rights, at509

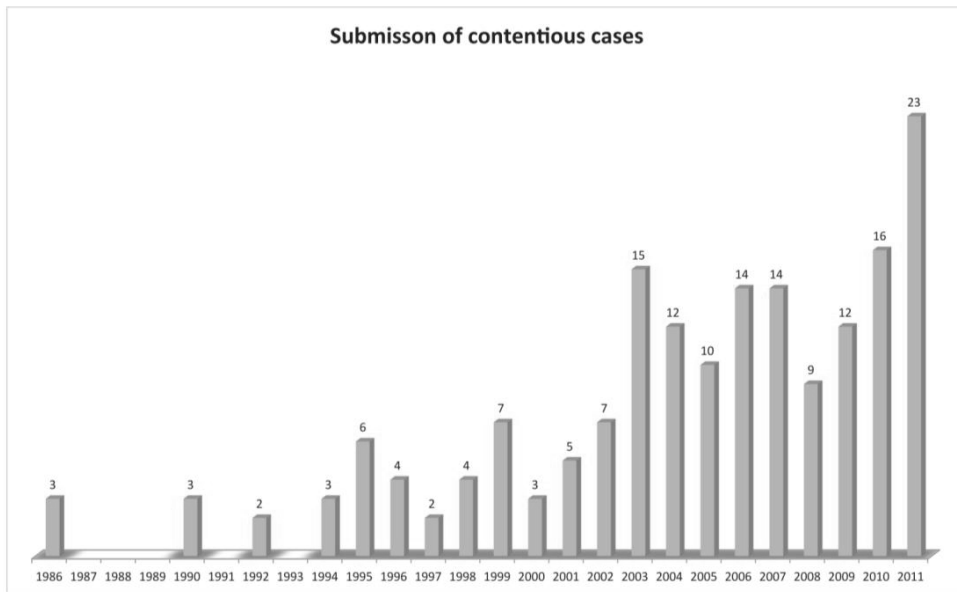


図 1

出典 : IACHR, 2011 Annual Report, at13

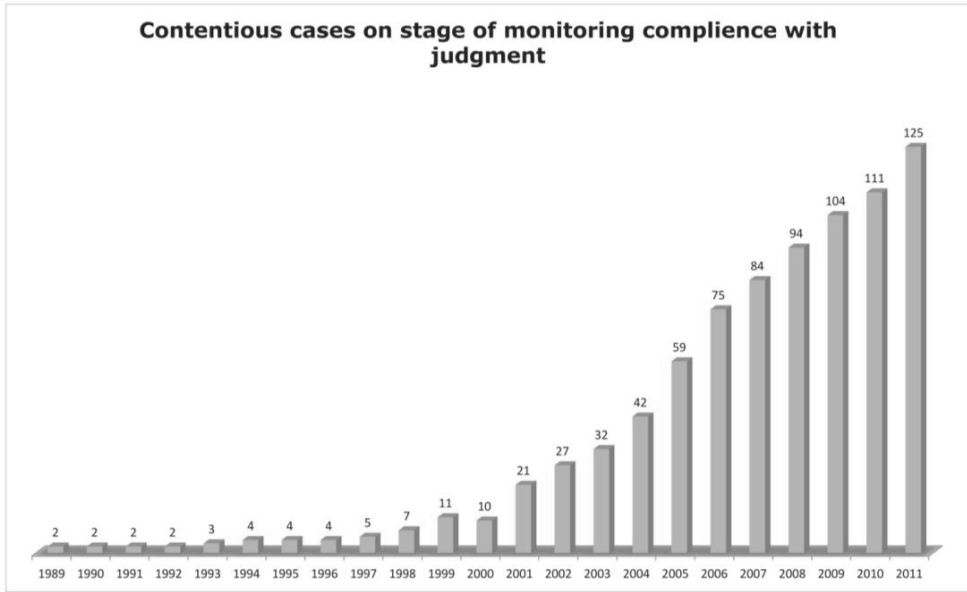


図2

出典：IACHR, 2011Annual Report, at19

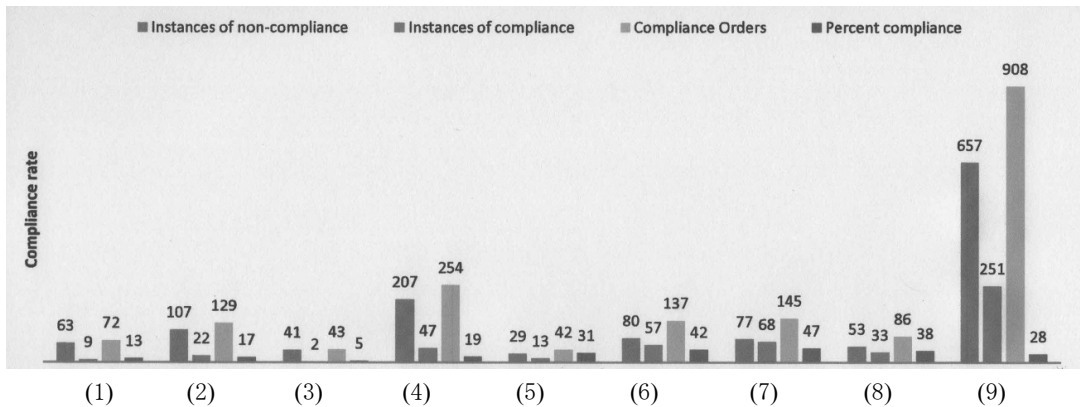


図3 判決の類型別遵守状況

- (1) Enjoyment of right or freedom violated
- (2) Investigate, identify, publicize & punish
- (3) Amend, repeal, or adopt domestic laws or judgments
- (4) Take action or refrain from taking action
- (5) Apologize
- (6) Material damages
- (7) Moral damages
- (8) Cost and expenses
- (9) total

出典：Pasqualucci, *The Practice and Procedure of the Inter-American Court of Human Rights* (Cambridge University Press, 2003).

Darren Hawkins, Wade Jacoby, *Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights*, 18 August 2008, (Paper prepared for delivery at the 2008 Annual

Meeting of the American Political Science Association, Boston, MA, August 28-31, 2008. Copyright by the American Political Science Association), [http://www.stevendroper.com/ECHR%20Hawkins%20and%20Jacoby%20APSA%202008.pdf#search=Darren+Hawkins%2C+Wade+Jacoby+Partial+Compliance%3A+A+Comparison+of+the+European+and+InterAmerican+American+Courts+for+Human+Rights'](http://www.stevendroper.com/ECHR%20Hawkins%20and%20Jacoby%20APSA%202008.pdf#search=Darren+Hawkins%2C+Wade+Jacoby+Partial+Compliance%3A+A+Comparison+of+the+European+and+InterAmerican+American+Courts+for+Human+Rights)

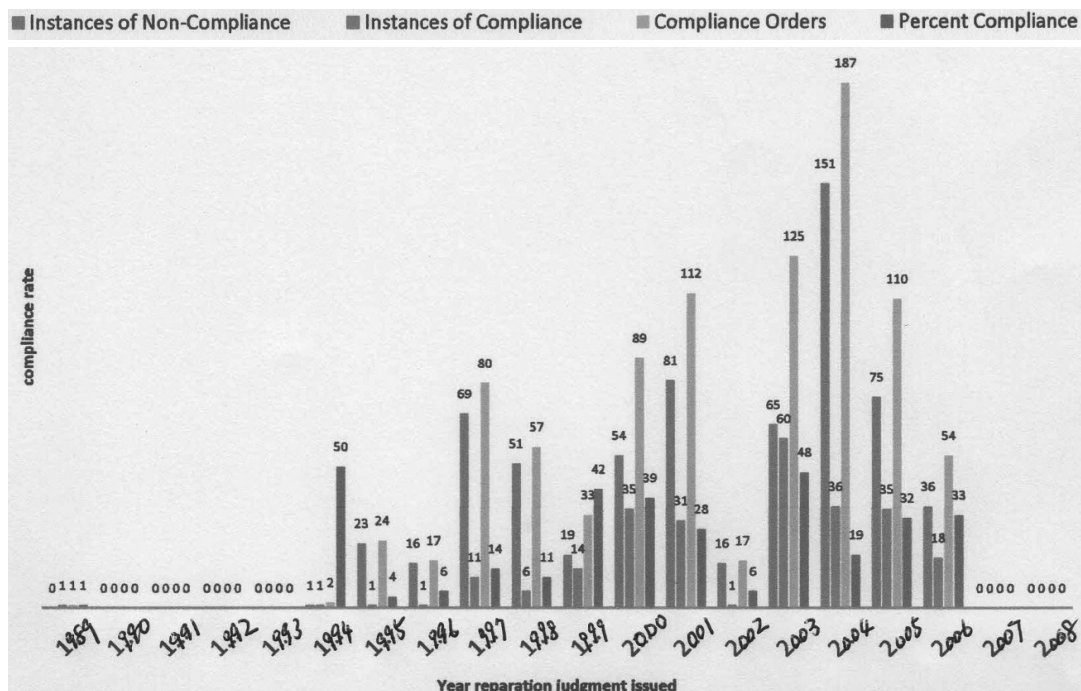


図4

出典 : Darren Hawkins, Wade Jacoby, Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights

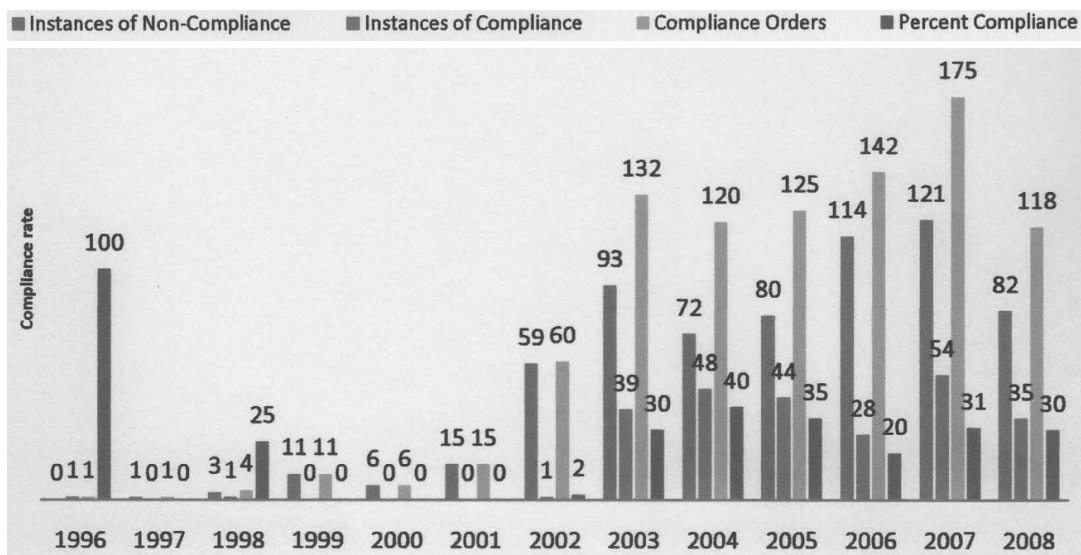


図5 遵守報告書の年度による遵守状況

出典： Darren Hawkins, Wade Jacoby, Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights

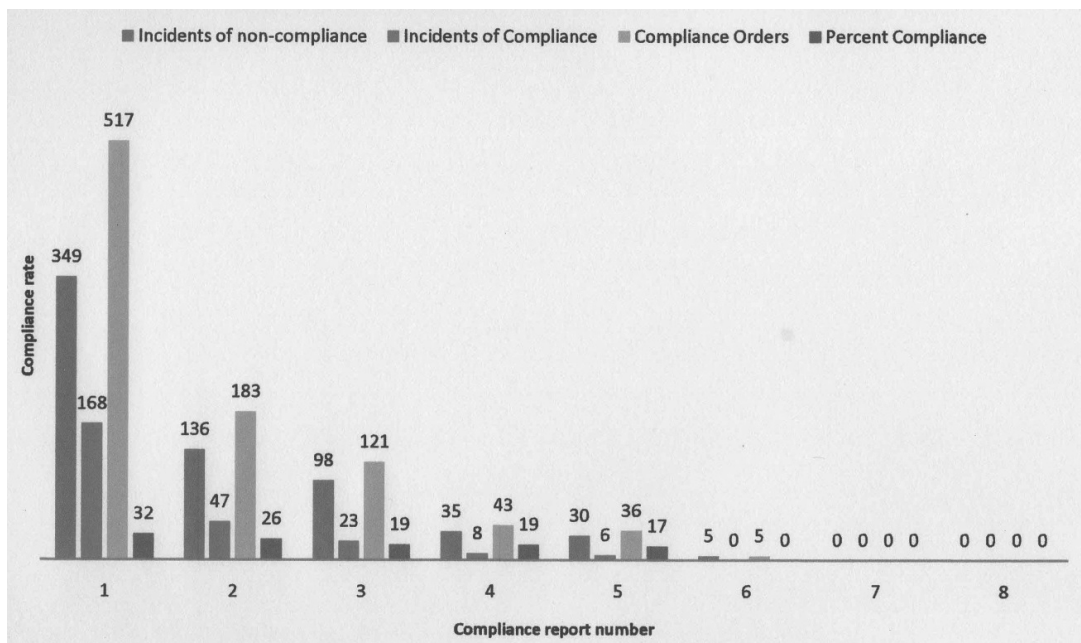


図6 遵守報告書による遵守状況

出典： Darren Hawkins, Wade Jacoby, Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights

国家の米州人権裁判所の判決遵守義務とその実態

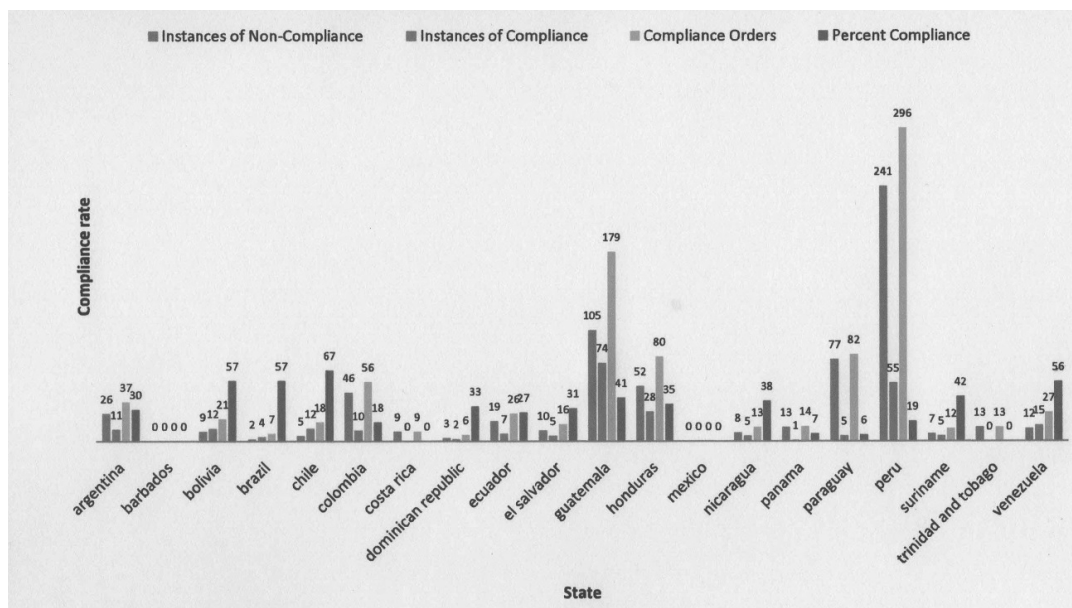


図7 国家の遵守状況

出典： Darren Hawkins, Wade Jacoby, Partial Compliance: A Comparison of the European and Inter-American American Courts for Human Rights